



神奈川県

令和7年12月18日
記者発表資料

財務監査（隨時監査）の結果について

監査委員は、財務監査（隨時監査）を令和7年9月12日（金曜日）及び同月22日（月曜日）に、出先機関2か所に対して実施し、その結果、不適切事項及び要改善事項は認められませんでした。

なお、この結果については、本日、別添「監査の結果に関する報告について」のとおり、議会及び知事に提出しました。

1 監査の内容

財務監査（隨時監査）は、監査委員が必要があると認めるときに、財務に関する事務の執行等を対象として実施するものです。

この度、令和6年度の事務事業を対象に行った財務監査（定期監査）等において、決算前に監査を実施した出先機関のうち、決算までの支出件数が多かった所属の中から、神奈川県県西地域県政総合センター及び神奈川県厚木土木事務所に対して監査を実施しました。

2 監査の結果

不適切事項^{注記1}及び要改善事項^{注記2}は認められませんでした。

注記1 不適切事項とは、「法令等に違反するもの」、「不経済な行為又は損害が生じているもの」、「事務処理等が適切を欠くもの」などに該当するものです。

注記2 要改善事項とは、「経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要なもの」、「事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要なもの」に該当するものです。

問合せ先

神奈川県監査事務局総務課

課長 村上 電話 045-285-5053

副課長 新井 電話 045-285-5054

神奈川県監査委員報告第34号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

令和7年12月18日

神奈川県議会議長 長田進治様
神奈川県知事 黒岩祐治様

神奈川県監査委員	大竹准一
同	吉川知恵子
同	中家華江
同	柳下剛
同	斎藤たかみ

第1 監査の種類

財務監査（随時監査）

第2 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第4 監査実施箇所数

出先機関2か所

第5 監査実施日

令和7年9月12日及び同月22日

第6 監査の実施内容**年度末財務監査**

令和7年財務監査（定期監査）等において、令和6年度中の事務事業を対象とし

て実施した出先機関のうち2か所について、当該監査実施後、令和6年度末までの財務の執行を中心に監査した。

第7 監査の結果

監査の結果、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

不適切事項及び要改善事項が認められなかった監査実施箇所（2か所）

政策局神奈川県県西地域県政総合センター及び県土整備局神奈川県厚木土木事務所